

本市独自で農村環境保全維持に向けて中山間地域の支援を行います。ぜひ、ご活用ください。

～天草市中山間地域等農地保全事業～

【目的】

これまで国の事業要件によって中山間地域等直接支払制度に取り組んでいたが、農業者の高齢化等により事業継続を断念した集落において、現在でも、農地の維持管理、農村環境保全のため地域の共同活動（農道・水路の保全維持活動等）を実施している集落を支援します。



【事業概要】

①対象者

過去に中山間地域等直接支払制度に取り組んだことのある集落（田・畑）
※ただし現在、中山間地域等直払制度に取り組まれている集落は対象外。

②交付単価

3,000円/10a（田・畑問わず）

※面積に上記単価を乗じた額。ただし、1,000円未満は切り捨て。

③取組対象となる活動

・ 集落内の農道・水路等維持管理に伴う共同作業に係る経費（以下は参考）

作業日当

改修・補修に係る経費（材料代、機械借上げ、オペレーター賃金、燃料等）

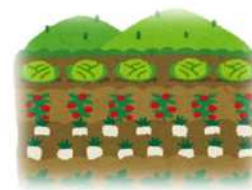
電気牧柵等防止柵の資材費、防鳥ネット代

共同防除に係る農薬代

事務費（写真代、コピー代）

役員手当（1集落上限5,000円）など

・ 対象農用地の管理については、除草作業のみ（耕耘は不要）



④取組対象とならない活動

・ 個人配分金

・ 個人の農用地のみで実施した農地維持活動に係る経費

⑤対象期間

令和7年度から令和11年度まで（最長5年間）

